



平成 28 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 富士ピー・エス  
福岡市中央区薬院一丁目 13 番 8 号  
代表者名 代表取締役社長 菅野 昇孝  
(コード 1848 東証第 2 部、福証)  
問合せ先 代表取締役執行役員副社長  
経営企画室長 内野 寛  
(TEL 092-721-3473)

### 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年11月28日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単위를100株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引下げを行うものであります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成29年1月1日(日)

(ご参考)平成29年1月1日をもって、東京証券取引所及び福岡証券取引所における当社株式の売買単元も1,000株から100株に変更されることとなります。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
(単元株式数) 第 7 条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。  (新設)	(単元株式数) 第 7 条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。  附則 <u>第7条(単元株式数)の変更は、平成29年1月1日をもって効力を生ずるものとし、同日をもって本附則を削除するものとする。</u>

##### (3) 変更の効力発生日

平成29年1月1日(日)

以 上